

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

神奈川県サービス管理責任者等研修事業 基礎研修 学則

(研修の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は次のとおりとする。

神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修（以下「基礎研修」という。）

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）に、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）に定める次の内容とする。

- (1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義
- (2) サービス提供プロセスの管理に関する演習

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。

- (1) 指定研修事業者
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- (2) 指定番号
001

(感染症対策の継続実施について)

第5条 令和6年度の基礎研修については、感染症予防対策と社会経済活動の両立という点で、講義はリモート研修を行うが、演習は基本的な感染症予防対策をしつつ、収容人数などは会場規模に応じて柔軟に対応をしていく。

- (1) 講義
講義は、インターネット上の遠隔教育システム（以下「eラーニングサイト」という）等を活用し、遠隔化により行うが、技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講者がいた場合は個別に対応することとする。
- (2) 演習
演習は、感染症予防対策を講じた上で、集合研修方式で実施する。

(研修の実施方法及び実施場所)

第6条 研修の講義及び演習の実施方法及び実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 講義（映像配信）
収録した講義映像を、指定研修事業者が指定するeラーニングサイトで配信し、受講者は、配信される講義映像を視聴する。
- (2) 演習
演習の実施場所は次のとおりとする
神奈川県社会福祉センター（〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2）

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第7条 指定研修事業者の研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は、次のとおりとする。
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター福祉研修センター
〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内
電話：045-534-6215 FAX：045-313-0737

(研修期間、募集期間、定員、研修期間等)

第8条 研修期間は次のとおりとする。

(1) 研修期間

本研修の研修期間は、原則として、所定の講義時間と演習1日とする。

(2) 講義(映像視聴)の研修期間

受講者は正味1日の講義映像を、指定研修事業者が指定する一定の期間内に、指定する方法で視聴するものとする。

2 募集期間、定員、演習実施日程は次のとおりとする。

コース	募集期間(予定)	定員	講義(映像配信、もしくは放映会)	演習
K1	令和6年 6月20日(水) ~ 7月5日(金)	280名 各回 70名	受講決定通知書で指定された期間 (期間内に、受講者各自がeラーニングサイトで視聴サイトでの視聴が困難な場合は、個別に対応する)	8月30日(金)
K2				9月3日(火)
K3				9月20日(金)
K4				10月2日(水)

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)で定める「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の標準カリキュラム(別紙1)による。

(講師)

第10条 講師は「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧表」(別表2)による。

(使用テキスト)

第11条 厚生労働省が実施したサービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき作成したテキストを使用する。

(受講資格、受講手続き)

第12条 受講資格及び受講手続きは次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修の受講資格

神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者であること。

【サービス管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

(2) 受講手続き

申込方法

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター福祉研修センターのホームページ (<https://www.kfkc.jp>) に掲載する募集要領の手続きに沿って、受講申込フォームにより個人から申し込むこととする。

(3) 申込期限

別途、研修募集要領で案内する。

（受講者の選考、受講決定、受講方法）

第13条 受講者の選考、受講決定の通知方法、受講決定後の取扱については、次のとおりとする。

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ、神奈川県サービス管理責任者等研修の受講者選考基準に基づき決定する。

(2) 通知方法

受講決定通知は、当該個人あてWebサイトで行い、受講可の方には郵送でも通知する。

(3) 受講決定後の取扱

受講決定後の受講者、受講日程の変更等は原則認めない。

（受講料、納入方法及びその他の受講に要する費用）

第14条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法等については、次のとおりとする。

(1) 受講料

本研修の受講料は、25,000 円（税込）とする。

(2) 納入方法等

受講決定通知を受けた者は、当該通知に記載された期限までに納付するものとし、納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。

なお、受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金しない。

(3) その他の受講に要する費用

受講料の振込手数料や会場までの交通費等については受講者負担とする。

(研修修了の認定方法)

第15条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講者で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者を「基礎研修」の修了者として認定し、修了証書を交付する。ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがある。

(1) 講義

ア 講義（映像配信）を受講した者が次のことに該当した場合

講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

イ 講義を受講した者が次のいずれかに該当した場合

(ア) 遅刻、早退をした場合

(イ) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合

(ウ) 講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

(2) 演習

ア 遅刻、早退をした場合

イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合

ウ 事前課題を提出していない場合

(個人情報の取扱方法)

第16条 受講申込者の申込情報及び、研修修了者の名簿等個人情報は、厳重に管理し研修以外の目的で使用しない。また、「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱」に基づき研修修了者は修了者名簿に登載し、神奈川県に提出するものとする。

受講決定通知、テキスト送付のため発送代行業者へ発送に必要となる部分の情報を提供する場がある。

(その他研修受講に係る重要事項)

第17条 その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。